

CONTENTS

1. 法テラス鹿児島 執行部・事務局長のご紹介 **NEW**
2. スタッフ弁護士 赴任のごあいさつ **NEW**
3. 法テラスの制度
4. ケース会議弁護士派遣モデル事業 **NEW**
5. 犯罪被害者等法律援助 **NEW**
6. 鹿児島県内の事務所案内

1 法テラス鹿児島 執行部・事務局長のご紹介 本年4月から新体制になりました 

平素より多くのご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年4月、法テラス鹿児島では、前所長・新納幸辰弁護士と前副所長・喜山修三司法書士が退任し、前副所長・新倉哲朗弁護士が新所長に就任しました。また、新たに西村徹弁護士と田中和俊司法書士が副所長に就任し、沖中前事務局長の後任として、井野事務局長が赴任しました。

法テラスは、本年4月、設立20周年を迎えました。引き続き【すべての人と司法を結ぶ架け橋】として社会に貢献すべく、新執行部・職員一同、真摯に取り組んでまいります。

今後ともよろしくお願いいたします。

2 スタッフ弁護士 赴任のごあいさつ

本年4月 徳之島に赴任しました



佐々木 百華 弁護士
法テラス徳之島法律事務所

令和8年4月より法テラス徳之島法律事務所に赴任しました佐々木百華と申します。出身は東京都です。最近の趣味は、ジムでの運動やドラマ観賞です。赴任前は、東京の企業法務を専門とする事務所に在籍しておりましたが、私自身は、一般民事事件を中心に解決へ向け尽力してまいりました。

法律相談をお受けする中では、法的な支援だけでは、ご本人様の抱えている問題について解決を図ることができない事案もあり、地方自治体・関係機関との連携の必要性を強く実感しております。今後は、徳之島、沖永良部島、与論島における法的支援の拡充に努めるとともに、地方自治体・関係機関の皆様とも連携を深めてまいりたいと考えています。

地域の皆様のお力になれるよう誠心誠意努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

1



資力基準
あり

無料の法律相談

- ◆ 法テラスと契約している**弁護士・司法書士**（契約弁護士等）に、無料で相談できます。
- ◆ 同一問題につき、原則**3回**まで。
- ◆ **電話・オンライン相談**も可能です。
- ◆ 民事・家事・行政に関する相談が対象です。



予約制

例① 事務所に予約

契約弁護士等の事務所に予約して、事務所相談。一部の契約弁護士等の事務所は、法テラス鹿児島HPに名簿があります。[\[法テラス鹿児島 名簿\]](#)

例② 法テラスに予約

無料法律相談会（@法テラス鹿児島／毎週火曜日・金曜日 13～15時／相談時間30分）をウェブ予約（法テラス鹿児島HPから）or 電話予約する。



出張相談

高齢・障がいなどのために法律相談に行くことが困難な方は、病院・施設・自宅などで、出張相談を受けられることがあります。



支援者申込型
法律相談

認知機能が低下し、自ら法律相談を申し込むことが難しいご本人のために、**支援者から法律相談を申し込む**ことができます。
右記資力基準を満たす方は、無料です。超える方は、相談料が5,500円（税込み）かかります。



被災者の
法律相談

令和8年熊本地震で被災した方を対象に、無料法律相談を実施しています（令和9年7月27日まで）。
・対象：令和8年7月28日に、熊本県内の災害救助法適用地域に住居所・営業所等があった方（法人を除く）。
・資力は問いません。

情報提供



- ◆ お問い合わせ内容に応じ、**法制度・手続に関する情報を提供**したり、**適切な関係機関をご案内**したりします（法律相談が必要な場合には、法律相談におつなぎします。）。
- ◆ どなたでも、**無料**でご利用いただけます。（通話料金等の通信料はご負担いただけます。）



多言語
情報提供

全国のサポートダイヤル（電話0570-078374）または法テラス鹿児島に**電話**でお問い合わせいただけます。法テラスHP（下記二次元バーコード）から、**メール**または**チャット**によりお問い合わせいただくことも可能です。

外国語話者向けに、通訳を介した情報提供をしています（電話0570-078377／対象言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語）。

法テラスHP（下記二次元バーコード）から、法制度・手続等に関するFAQを調べることができます（【DV】など調べたいキーワードを入力すると、関連する質問と回答をご覧いただけます。）。

FAQ検索



制度の詳しい内容については、法テラス鹿児島にお問い合わせください。各種制度に関するリーフレットの送付もお申込みいただけます（無料）。職員研修等にお伺いし、制度の内容・利用例等について、ご説明することも可能です。

2



資力基準
あり

弁護士費用等の立替え

- ◆ 法テラスと契約している弁護士・司法書士に依頼するための**費用を立替え**ます。
- ◆ 原則、**毎月分割で返済**していただきます。
- ◆ 生活保護受給中の方などには、返済を**猶予・免除**することができる場合があります。

無料の法律相談と弁護士費用等の立替えは、下記資力基準などを満たす方がご利用いただけます。

資力基準	手取り月収	保有資産
単身者	182,000円 以下	180万円 以下
2人家族	251,000円 以下	250万円 以下
3人家族	272,000円 以下	270万円 以下
4人家族	299,000円 以下	300万円 以下

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者の収入・資産を合算した金額で判断します。

手取り月収の基準：上記は、鹿児島県内にお住まいの場合の基準です（賞与を含みます）。家賃・住宅ローン、医療費・教育費等のやむを得ない出費を考慮することができる場合があります。

保有資産の基準：法律相談のときは現金＋預貯金ですが、立替えのときは、さらに不動産（自宅と係争物件を除く）と有価証券などを含みます。

被害者支援



- ◆ 特定の犯罪、DV・ストーカー・児童虐待の被害にあわれた方に、解決に役立つ情報をお伝えし、支援機関・団体をご案内します。
- ◆ 必要に応じ、**被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介**し、依頼するための費用を援助する制度を案内します（ご利用には条件があります。）。

犯罪被害者支援ダイヤルまたは法テラス鹿児島にお問い合わせください。

犯罪被害者
支援ダイヤル



お問合せ無料 なくことないよ

0120-079714

IP電話からは 03-6745-5601

一部の犯罪の被害にあわれた方を対象に、新たな支援制度が始まりました。詳しくは右ページをご確認ください。

一人ひとりにあった
支援の形をお探しします



1 制度概要

本年4月、法テラスは、鹿児島県内において、ケース会議弁護士派遣モデル事業の試行を始めました。
行政・福祉機関などがご本人の支援のために開催する**ケース会議に弁護士を無料でお呼びいただけます**。
ケース会議に弁護士が参加することで、福祉の問題の中に含まれる法律問題が発見・整理され、問題解決につながることを期待されます。

試行期間は令和9年度末頃までを予定しています。それまでに是非ご利用ください！
(自治体等において、ケース会議に出席する弁護士に報酬等をお支払いする制度が既にある場合には、本制度ではなくそちらの制度をご利用ください。)

2 ご利用の要件

- ① 対象機関 法テラスが指定する鹿児島県内の地方自治体・福祉機関等
- ② 実施期間 令和8年4月1日～令和9年度末頃
- ③ 対象のケース会議
- 本人の利益を図る目的で実施する個別会議であること
 - ・ 特定個人を離れて地域課題を検討する会議は含みません。
 - ・ 参加者の人数や本人の同席有無は問いません。
 - ・ 複数の機関が集まる必要はありません（単独の機関のケース会議も対象です。）。)
 - 法テラスの他の法律相談制度の利用によることが適当でないことなど



3 ご利用方法

1 申込み



- * 法テラス鹿児島宛に、お電話または申込書で、お申込みください。
- * 担当してもらうつもりの方を弁護士を通じ申し込むこともできます（その弁護士が法テラスと契約している必要があります。）。)

2 日程調整



- * 担当してもらうつもりの方を弁護士がいない場合には、法テラスが担当弁護士をご紹介します（調整にお時間をいただく場合があります。）。)
- * 担当弁護士と、ケース会議の日時・場所等を調整してください。

3 ケース会議実施



- * **オンライン**によるケース会議も可能です。**弁護士がいない地域でも、お気軽にご利用ください。**
- * 対面によるケース会議では、会議実施確認のため、所定用紙にご署名をお願いします。

5 犯罪被害者等法律援助

✿ 本年1月から始めました ✿



- ◆ 下記の対象犯罪の被害にあわれた方が、**刑事・民事・行政その他の**様々な手続について、**弁護士による支援**を受けられます。
被害者ご本人がお亡くなりになった場合、ご家族が利用できることがあります。
- ◆ 制度の利用は、原則として**無料**です。
相手方から一定額以上の金銭等を回収することができた場合には、援助にかかる費用の全部または一部をご負担いただくことがあります（犯罪被害者等給付金などからはご負担いただきません。）。)

対象となる犯罪

- ① 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
 - ・ 未遂を含みます。
 - ・ 殺人、傷害致死、強盗殺人、危険運転致死など
 - ② 刑法における一定の性犯罪等
 - ・ 未遂を含みます。
 - ・ 不同意性交等、不同意わいせつなど
 - ③ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により、治療期間が3か月以上または一定の後遺障害（後遺障害等級第14級以上）の被害を受けた場合における当該犯罪
 - ・ 傷害、危険運転致傷など
- ※いずれも令和8年1月13日以降に被害にあわれた方が対象です。

資力要件

申込者とその配偶者の
現金＋預貯金等が、
300万円以下であること

- ・ 配偶者の資力を加算することが相当ではない場合（配偶者が相手方である場合など）は、配偶者の資力を加算しないことができます。
- ・ 犯罪行為を原因として、1年以内に支出すると認められる一定の療養費などは、資力から控除します。
- ・ 当該被害により取得した犯罪被害者等給付金などは、資力から控除します。

弁護士による支援の例

刑事



捜査機関へ同行



刑事裁判の付添い

民事



損害賠償請求



示談交渉

行政その他



給付金の申請



マスコミ対応

上記以外にも、被害状況に応じ、必要な支援を受けられます。支援についての法律相談も無料で受けられます。



日本司法支援センター 鹿児島地方事務所
(法テラス鹿児島)

電話

0570-078366

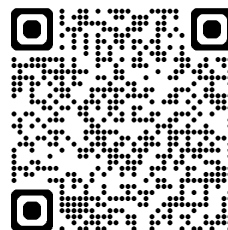
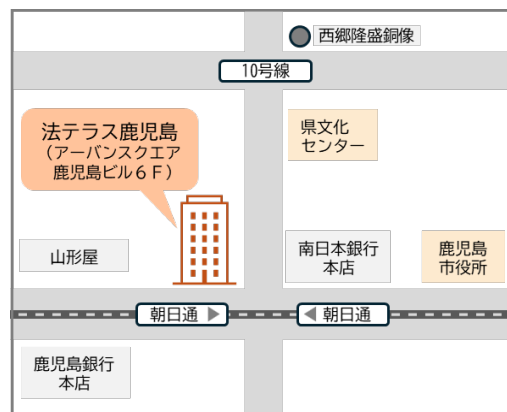
(IP電話・関係機関向け 050-3383-5525)

所在地

鹿児島市金生町4番10号
アーバンスクエア鹿児島ビル6階

營業時間

平日9:00~17:00



法テラス鹿児島法律事務所

電話

050-3383-0077

所在地

鹿児島市金生町4-10
アーバンスクエア鹿児島ビル6階

營業時間

平日9:00~17:00

法テラス鹿屋法律事務所

電話

050-3383-5527

所在地

鹿屋市大手町14-22
南商ビル1F

營業時間

平日9:00~17:00

法テラス指宿法律事務所

電話

050-3383-0027

所在地

指宿市十町912-7

營業時間

平日9:00~17:00

法テラス奄美法律事務所

電話

050-3383-0028

所在地

奄美市名瀬小浜町4-28
AISビルA棟1F

營業時間

平日9:00~17:00

法テラス徳之島法律事務所

電話

050-3381-3471

所在地

徳之島町亀津553-1
徳之島合同庁舎2階

營業時間

平日9:00~17:00

鹿屋・指宿・奄美・徳之島の
法律事務所は、資力基準を超える方にもご利用いただけます。

